

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例(平成5年条例第36号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平21規則2・一部改正)

(指定容器)

第2条 条例第2条第7号に規定する市長が指定する容器は、金属製、ガラス製、プラスチック製及び紙製の飲料用の容器とする。

(平16規則152・平21規則2・一部改正)

(禁止地区の告示)

第3条 条例第10条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 禁止地区の名称及び範囲
- (2) 禁止地区を指定し、変更し、又は解除する年月日

(平21規則2・全改)

(勧告書)

第4条 条例第13条の規定による勧告は、勧告書(第1号様式)により行うものとする。

(平21規則2・旧第5条繰上・一部改正)

(命令書)

第5条 条例第14条の規定による命令は、命令書(第2号様式)により行うものとする。

(平21規則2・旧第6条繰上・一部改正)

(身分証明書)

第6条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(第3号様式)とする。

(平21規則2・旧第7条繰上・一部改正)

第7条 条例第20条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、当該事務を行うときは、身分証明書(第4号様式)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(平21規則2・追加)

(告知及び弁明の機会の付与)

第8条 市長は、条例第20条の規定により過料の処分をしようとする場合においては、当該処分の名あて人となるべき者に対し、告知書(第5号様式)により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明書(第6号様式)による弁明の機会を与えなければならない。

(平21規則2・追加)

(過料)

第9条 市長は、条例第20条の規定により過料の処分をするときは、当該処分の名あて人に対し、過料処分通知書(第7号様式)を交付するものとする。

2 条例第20条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

(平21規則2・追加、平24規則85・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平21規則2・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月13日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第152号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成21年1月26日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月26日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第47号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(9)まで 略

(10) 長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例施行規則

附 則(令和3年3月31日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

(平21規則2・旧第3号様式繰上・一部改正)

第1号様式(第4条関係)

	第	号
	年	月 日
勸 告 書		
住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
長崎市長		印
<p>あなたは、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例第6条の規定に違反していますので、同条例第13条の規定により 年 月 日までに次の措置を講ずるよう勸告します。</p> <p>なお、当該勸告に従わないときは、同条例第14条の規定に基づき、勸告に従うことを命ずることがありますので、十分留意してください。</p>		
1 販売場所の所在地		
2 措 置		
(1) 回収容器の設置		
(2) 回収容器の適正管理		

[第2号様式\(第5条関係\)](#)

(平16規則152・一部改正、平21規則2・旧第4号様式繰上・一部改正)

第2号様式(第5条関係)

	第	号	
	年	月	日
様			
	長崎市長		印
命	令	書	

あなたには、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例第6条の規定による次の措置について、 年 月 日付 第 号をもって勧告を行いました。が、 月 日に調査したところ、期限内に勧告に示した措置がとられていないので、同条例第14条の規定により、 年 月 日までに勧告に従うことを命じます。

- 1 販売場所の所在地
- 2 措 置
 - (1) 回収容器の設置
 - (2) 回収容器の適正管理

[第3号様式\(第6条関係\)](#)

(平21規則2・旧第5号様式繰上・一部改正)

第3号様式(第6条関係)

(表面)

契 印	第 号
身 分 証 明 書	職 名
契 印	氏 名
	生年月日
上記の者は、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例第15条の規定による立入調査を行う職員であることを証明します。	
年 月 日 発行	長崎市長 印

(裏面)

長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に 関する条例(抜すい)
(立入調査等)
第15条 市長は、ごみの散乱又は回収容器の設置状況を調査するため必要があると認めるときは、市長の指定する職員にごみの散乱している土地等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

[第4号様式\(第7条関係\)](#)

(平21規則2・追加)

第4号様式(第7条関係)

(表面)

契 印	第 号
身 分 証 明 書	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例第20条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員であることを証明します。	
年 月 日 発行	
長崎市長	印

(裏面)

長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例(抜すい)
(ポイ捨ての禁止)
第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。
(ポイ捨て・喫煙禁止地区)
第10条 市長は、特にポイ捨て禁止を重点的に指導し、及び喫煙を禁止する必要があると認められる区域をポイ捨て・喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができる。
(喫煙の禁止)
第11条 何人も、禁止地区内の屋外の公共の場所において、喫煙をしてはならない。ただし、土地占有者等が設置する喫煙所においては、この限りでない。
第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料を科する。
(1) 第10条第1項の規定により指定した禁止地区において第8条の規定に違反した者
(2) 第11条の規定に違反した者

長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例施行規則(抜すい)
(身分証明書)
第7条 条例第20条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、当該事務を行うときは、身分証明書(第4号様式)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

[第5号様式\(第8条関係\)](#)

(平21規則2・追加)

第5号様式(第8条関係)

<p>第 年 月 日</p> <p>告 知 書</p>	
住所 氏名	<p>長崎市長</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>あなたが行った次の行為は、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例の規定に違反するため、同条例第20条の規定に基づく過料処分の対象となります。 この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。</p>	
行為の日時	<p>年 月 日 午前・午後 時 分ごろ</p>
行為の場所	
違反事実の内容	<p><input type="checkbox"/>ポイ捨て・喫煙禁止地区内でのポイ捨て (条例第8条違反)</p> <p><input type="checkbox"/>たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/>飲料用の容器 <input type="checkbox"/>紙くず <input type="checkbox"/>その他()</p> <p><input type="checkbox"/>ポイ捨て・喫煙禁止地区内の屋外の公共の場所での喫煙 (条例第11条違反)</p>
弁明書の提出先	
提出期限	

注 1 弁明は、弁明書(第6号様式)により行ってください。

2 提出期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

[第6号様式\(第8条関係\)](#)

(平21規則2・追加、令3規則37・一部改正)

第6号様式(第8条関係)

年 月 日	
弁 明 書	
(あて先)長崎市長	
住所 氏名 電話番号	
長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例の規定に違反するため、同条例第20条の規定に基づく過料処分の対象となると告知された次の行為について、弁明します。	
行為の日時	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
行為の場所	
違反事実の内容	<input type="checkbox"/> ポイ捨て・喫煙禁止地区内でのポイ捨て (条例第8条違反) <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> 飲料用の容器 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> ポイ捨て・喫煙禁止地区内の屋外の公共の場所での喫煙 (条例第11条違反)
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記内容のとおり認め、弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 <input type="checkbox"/> 上記内容は、覚えがありません。 <input type="checkbox"/> 上記内容は、誤りがあります。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 400px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div>

注 1 太枠の中を記入してください。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 3 代理人による弁明の場合は、委任状を添付してください。

[第7号様式\(第9条関係\)](#)

(平28規則47・全改)

第 7 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日		
過 料 処 分 通 知 書		
住所 氏名		
長崎市長		印
<p>あなたが行った次の行為は、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例の規定に違反するため、同条例第 2 0 条の規定に基づき、<u>金</u> <u> </u> 円の過料に処します。 現金又は納入通知書により上記金額を納めてください。</p>		
行為の日時	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ	
行為の場所		
違反事実の内容	<input type="checkbox"/> ポイ捨て・喫煙禁止地区内でのポイ捨て （条例第 8 条違反） <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> 飲料用の容器 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> ポイ捨て・喫煙禁止地区内の屋外の公共の場所での喫煙 （条例第 1 1 条違反）	